

「自転車の活用推進に向けた有識者会議」規約

平成 29 年8月8日

平成 30 年11月15日 改正

(名称)

第1条 この有識者会議は、自転車の活用推進に向けた有識者会議(以下「有識者会議」という。)という。

(目的)

第2条 有識者会議は、自転車活用推進法に定める基本理念及び基本方針に即した自転車活用推進計画が策定されるよう、自転車活用の推進にかかる様々な課題について専門的見地から意見を聴取することを目的とする。

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置く。
2 座長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。
3 座長は、有識者会議の議長となり、議事の進行に当たる。
4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、自転車活用推進本部事務局が行う。

(委員等以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(小委員会の設置)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

2 小委員会に属すべき委員は、座長が指名する。

(議事の公開)

第8条 有識者会議及び小委員会は、原則として公開とし、議事概要、議事録は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができます。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、有識者会議の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。